

一般取引条件

お客様は、一般社団法人 FLIP コンソーシアム（以下「FLIP コンソーシアム」）に FLIP ROSE ver.7 シリーズ スタンドアロン版もしくは LAN 対応版（以下「本製品」）の購入または FLIP ROSE ver.7 シリーズ サポートサービス契約（以下「サポートサービス契約」）を申し込む前にこの一般取引条件（以下「本条件」）をよく読み理解する必要があります。本条件は、本製品の購入またはサポートサービス契約を申し込むお客様に適用されます。本製品の購入にあたっては、エンドユーザー使用許諾契約書（以下「使用許諾契約書」）を、また、サポートサービス契約の申し込みにあたっては、サポートサービス契約をよくお読みください。

第 1 条 購入資格

- （1）本製品の購入を申し込むことができるのは、使用許諾契約書にて本製品を使用できる者として FLIP コンソーシアムが指定する日本国内の法人、団体または個人（以下「お客様」）とします。
- （2）お客様は、お客様が使用する以外の目的のために本製品の購入を申し込むことはできません。
- （3）お客様以外の第三者が、お客様の代わりに本製品の購入に関する手続きの全部または一部を行うことはできません。

第 2 条 本製品

本製品とは、使用許諾契約書にて定める製品のことをいいます。

第 3 条 サポートサービス

- （1）お客様は、サポートサービス契約を申し込むことにより、別途サポートサービス契約に定めるサービス（以下「サポートサービス」）を受けることができます。なお、サポートサービスの契約期間（以下「サポート契約期間」）は、別途サポートサービス契約にて定める期間とします。
- （2）本製品を初めて購入するお客様は、購入時に必ずサポートサービス契約を申し込むこととします。
- （3）前項の定めにかかわらず、過去に本製品もしくは旧製品の FLIP ROSE ver.6.0.6 を購入したお客様、または、FLIP コンソーシアムの会員もしくは過去に FLIP コンソーシアムの会員だったお客様の場合は、本製品を初めて購入する際のサポートサービス契約の申し込みは任意とし、本製品の購入後にお客様が希望する場合は、サポートサービス契約に新規で申し込むことができるものとします。

第 4 条 料金

- （1）本製品に係る使用許諾料金、サポートサービス料金（以下「サポート料」）、サポートサービス契約への再登録に係る料金（以下「再登録料」）、その他の料金は、別途 FLIP コンソーシアム様式の見積書または請求書にて定めるものとします。
- （2）本製品に係る送料（書類等の郵送料を含む）は、本条件第 7 条（1）もしくは（3）または使用許諾契約書第 8 条（2）の場合を除き、FLIP コンソーシアムが負担します。

第5条 支払

- (1) お客様は、本条件第4条(1)に定める本製品に係る料金について、請求書に記載された金額の全額を FLIP コンソーシアムの指定する銀行口座へ振込むものとします。なお、請求書に振込期限の記載がある場合は、その期限までに振込むものとします。
- (2) 振込にかかる手数料は、全てお客様の負担とします。

第6条 キャンセル

- (1) お客様が本製品の購入またはサポートサービス契約の申し込みのキャンセルを希望する場合は、FLIP コンソーシアムに速やかに書面または電子メールにてその旨を申し出て、FLIP コンソーシアムの承諾を得るものとします。なお、FLIP コンソーシアムがお客様のキャンセルを承諾する場合においても、キャンセルに伴い生じた費用がある場合は、お客様は、その費用を FLIP コンソーシアムに支払うことに同意するものとします。
- (2) 本条件第7条(1)の場合を除き、お客様が本製品の使用許諾料金、サポート料、再登録料を振込後は、本製品の購入またはサポートサービス契約の申込みをキャンセルできないものとします。

第7条 返品、交換、および紛失

- (1) 個人のお客様が本製品を購入後に返品を希望する場合は、本製品の USB 型プロテクト用ドングルキー（以下「プロテクトキー」）のパッケージを開封前、かつ、使用許諾契約書第1条(6)もしくは(7)に定めるサポート会員サイトまたはダウンロードサイトへのログイン ID およびパスワード（以下「ログイン ID・パスワード」）を記載した通知書（以下「ID・パスワード通知書」）の封筒を開封前である場合に限り、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書がお客様に納品された日より14日以内に書面または電子メールにて FLIP コンソーシアムに連絡することにより、本製品の返品を請求することができます。その際、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書の返品にかかる送料はお客様の負担とし、お客様は、プロテクトキーについては可能な限り FLIP コンソーシアムから送られた梱包状態のまま、また、ID・パスワード通知書については未開封のまま、FLIP コンソーシアムへ本製品の返品を請求を行った日より30日以内に返品するものとします。なお、FLIP コンソーシアムが返品されたプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を受け取るまで、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書の紛失に関するリスクはお客様が負うものとします。FLIP コンソーシアムは、お客様から返品されたプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を確認した後、お客様が既に支払った料金から振込にかかる手数料を差し引いた金額をお客様の指定する銀行口座に返金します。なお、お客様から返品されたプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が、お客様の故意もしくは過失にもとづき開封されていると認められる場合、または全ての同梱物が返品されない場合、FLIP コンソーシアムは、お客様からの返品を請求をお断りする場合があります。
- (2) 前項の規定にかかわらず、法人または団体のお客様は、いかなる場合も本製品を購入後に返品できないものとします。
- (3) お客様が本条件第12条(2)に基づく確認を行った結果、プロテクトキーに不具合が見つかった場合、FLIP コンソーシアムは、不具合のあるプロテクトキー現品と交換の上、無償で同等のプ

ロテクトキーの再発行を行います。ただし、プロテクトキーが納品された日より 30 日以内にお客様が FLIP コンソーシアムに不具合について書面または電子メールにて連絡した場合に限るものとし、交換にかかる送料は、お客様の負担とします。なお、プロテクトキーの不具合の原因がお客様の故意または過失に基づくものであると認められる場合は、無償での再発行は行いません。

- (4) 前項に定める期間を過ぎた後のプロテクトキーの交換については、別途使用許諾契約書第 8 条 (2) および (3) に定めるものとします。
- (5) プロテクトキー現品の交換が不能となった場合は、有償、無償、または、本条 (3) の期間にかかわらず、プロテクトキーの再発行は行いません。ただし、プロテクトキーがお客様に納品されるまでの輸送中のトラブルにより、プロテクトキー現品の交換が不能となった場合、その原因および状況が明らかであり、かつ、FLIP コンソーシアムが認めた場合に限り、再発行にかかる送料はお客様の負担の上、有償または無償にてプロテクトキーの再発行を行うことがあります。
- (6) お客様がダウンロードサイトのログイン ID・パスワードを紛失した場合、第 9 条 (3) に定める期間内に限り、本製品の購入時に連絡担当者として登録したお客様のメールアドレスから送信された電子メールによる依頼を受けて、FLIP コンソーシアムは、ログイン ID・パスワードを再発行します。
- (7) サポート会員サイトのログイン ID・パスワードの紛失については、別途サポートサービス契約にて定めるものとします。

第 8 条 返金

- (1) お客様は、前条 (1) の場合を除き、既に支払った本製品の使用許諾料金、サポート料、再登録料およびその他の料金は、返金されないことに同意するものとします。
- (2) サポート契約期間内にお客様もしくは FLIP コンソーシアムの都合によりサポートサービス契約を解約した場合、または、サポートサービス契約が終了した場合、お客様は既に支払ったサポート料再登録料は、一切返金されないことに同意するものとします。

第 9 条 発送および提供方法

- (1) FLIP コンソーシアムは、お客様から本条件第 5 条 (1) に定める本製品に係る料金全額の支払いを受けた日より 14 営業日以内に、以下の①から④のとおり、プロテクトキーまたは ID・パスワード通知書を発送もしくは送信します。
 - ① お客様が本製品を購入かつサポートサービス契約を申し込む場合、プロテクトキーおよびサポート会員サイトの ID・パスワード通知書を FLIP コンソーシアムが了承したお客様の日本国内の住所に発送します。
 - ② お客様が本製品の購入のみを申し込む場合、プロテクトキーおよびダウンロードサイトの ID・パスワード通知書を FLIP コンソーシアムが了承したお客様の日本国内の住所に発送します。
 - ③ お客様が過去に終了したサポートサービス契約への再登録（以下「再登録契約」）を申し込む場合、お客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレス宛てにサポート会員サイトの ID・パスワード通知書を送信します。

- ④ お客様が本製品を購入した後に初めてサポートサービス契約を申し込む場合、お客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレス宛てにサポート会員サイトの ID・パスワード通知書を送信します。
- (2) プロテクトキーを除く本製品は、お客様がサポート会員サイトまたはダウンロードサイトよりダウンロードする形式で提供されます。
- (3) お客様が本製品を購入時に FLIP コンソーシアムがサポート会員サイトもしくはダウンロードサイトへのログイン ID・パスワードを発行した日より 6 カ月以内を、前項に定める本製品のダウンロードの有効期間（以下「ダウンロード有効期間」）とします。ただし、サポートサービス契約を申し込むお客様は、ダウンロード有効期間にかかわらず、サポート契約期間内、本製品をダウンロードすることができます。
- (4) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの通常の梱包方法および発送方法にて、プロテクトキー並びに ID・パスワード通知書を送信します。
- (5) お客様が本製品を購入する、または、本製品の購入時にサポートサービス契約を申し込む場合、お客様の住所に送付したプロテクトキーもしくは ID・パスワード通知書の受け取りをお客様が拒否したり、または、怠ったり、お客様が必要な指示を怠ったことにより FLIP コンソーシアムがプロテクトキーもしくは ID・パスワード通知書をお客様の住所に納品または配達できない場合、(i)プロテクトキーもしくは ID・パスワード通知書をお客様に引き渡されたものとみなされ、(ii) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの判断で、プロテクトキーもしくは ID・パスワード通知書を保管することができます。なお、その際、お客様の不履行により生じた全ての費用は、お客様の負担とします。
- (6) お客様がサポートサービスを再登録契約する、または、本製品を購入後に初めてサポートサービス契約を申し込む場合、お客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレス宛てに送信した ID・パスワード通知書の受け取りをお客様が拒否したり、または、怠ったり、お客様が必要な指示を怠ったことにより FLIP コンソーシアムが ID・パスワード通知書を正常に送信できない場合、(i)ID・パスワード通知書をお客様に引き渡されたものとみなされ、(ii) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの判断で、ID・パスワード通知書を保管することができます。なお、その際、お客様の不履行により生じた全ての費用は、お客様の負担とします。

第 10 条 紛失および損傷のリスク

- (1) お客様が本製品を購入する、または、本製品の購入時にサポートサービス契約を申し込む場合のプロテクトキー並びに ID・パスワード通知書の紛失および損傷に関するリスクは、FLIP コンソーシアムが FLIP コンソーシアムの事務所において、プロテクトキーを運送業者に引き渡した時点で、また、ID・パスワード通知書を郵便差出箱に投函した時点でお客様に移転します。
- (2) お客様がサポートサービスに再登録契約する、または、本製品を購入後に初めてサポートサービスを申し込む場合の ID・パスワード通知書の紛失および損傷に関するリスクは、お客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレス宛てに FLIP コンソーシアムが ID・パスワード通知書を正常に送信した時点でお客様に移転します。

第 11 条 所有権

プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書の所有権は、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書がお客様に納品、配達、または送信された時点で、お客様に移転します。

第 1 2 条 検品

- (1) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの事務所において、発送前にプロテクトキーを検品し、また、ID・パスワード通知書の確認およびサポート会員サイトまたはダウンロードサイトへのログインテストを行います。
- (2) 本製品を購入した、または、本製品の購入時にサポートサービス契約を申し込んだお客様は、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が納品または配達された後速やかに、プロテクトキーに同梱の「はじめにお読みください」および「FLIP ROSE ver.7 シリーズ 各プログラムおよびプロテクトキーの導入ガイド」に従って、それらの損傷および欠陥の有無について確認を行うとともに、本製品の動作確認を行うものとします。
- (3) 前項の確認の結果、本製品または ID・パスワード通知書に何らかの損傷、欠陥、その他の不具合が見つかった場合、お客様は、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が納品または配達された日より 30 日以内に書面または電子メールにて FLIP コンソーシアムに連絡するものとし、同期間に連絡しなかった場合は、お客様は本製品および ID・パスワード通知書に損傷、欠陥、その他の不具合がないこと、また、使用許諾契約の内容に適合したと同意したものとみなします。
- (4) サポートサービス契約を再登録契約した、または、本製品を購入後に初めてサポートサービスを申し込んだお客様は、FLIP コンソーシアムから電子メールで送信された ID・パスワード通知書を受け取った後、速やかにサポート会員サイトへのログインテストを行うものとします。なお、ID・パスワード通知書に何らかの不具合が見つかった場合は、ID・パスワード通知書を添付した FLIP コンソーシアムからの電子メールを受信した日より 30 日以内に書面または電子メールにて FLIP コンソーシアムに連絡するものとし、同期間に連絡しなかった場合は、お客様は ID パスワード通知書に不具合がなかったことに同意したものとみなします。

第 1 3 条 不可抗力

天災地変、政府の命令もしくは抑止、戦争もしくは戦争状態、労働争議もしくはストライキ（FLIP コンソーシアムの従業員が関与しているか否かを問わない）、機械の故障、火災、事故、もしくは FLIP コンソーシアムが制御できないその他の事由が発生した場合は、FLIP コンソーシアムはそれにより、直接的または間接的に起因する本製品の発送不能、もしくは契約履行の遅延に関して、責任を負いません。その場合、お客様は FLIP コンソーシアムより申し出があった場合は、本条件および使用許諾契約の解除または一時中止に応じるものとします。

第 1 4 条 免責

- (1) FLIP コンソーシアムは、本条件の履行にあたり適切な注意および技術を尽くすことを約諾するものとし、本条件、使用許諾契約書、サポートサービス契約に定める内容に反するものであるかに関わらず、かかる注意および技術を尽くしていない場合に限り責任を引き受けます。
- (2) FLIP コンソーシアムによる本条件への違反または FLIP コンソーシアムが適切な注意および技術を尽くさなかったことにより生じた損失、損害もしくは費用（その性質および発生態様の如何を問

いません)の請求に関するFLIPコンソーシアムの責任範囲は、いかなる場合であっても、本条件に基づきお客様が支払った本製品に係る料金相当額を超えないものとし、FLIPコンソーシアムは、逸失利益、将来の営業損失、生産の損失またはお客様が締結した契約の解除・取消を含め、間接的、特殊的、付随的または結果的損害に係る請求について責任を負わないものとします。

第15条 個人情報の取扱い

FLIPコンソーシアムは、お客様の氏名、住所、電話番号、その他個人を識別することができる情報について、FLIPコンソーシアムのウェブサイト(<https://www.flip.or.jp>)内に規定するプライバシーポリシーに従い、十分な注意を払って取り扱うものとします。

第16条 準拠法および管轄裁判所

- (1) 本条件は、効力、解釈および履行を含むすべての事項について、日本国の法律を準拠法とします。
- (2) 本条件に関する紛争の解決については、日本国の京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第17条 本条件の変更

- (1) FLIPコンソーシアムは、お客様の事前の許可および事前の通知なしに、本条件の内容を変更、追加または廃止等の改定を行うことができるものとします。なお、改定以降にお客様が本製品の使用を継続した場合、お客様は改定後の本条件の内容に同意したものとします。
- (2) FLIPコンソーシアムは、本条件の内容を変更した場合、変更後の本条件および変更された条項の通知をFLIPコンソーシアムのウェブサイト内において公開するものとします。

附則

本規約の制定施行：2018年8月31日

最終更新日：2020年6月18日